

## 後期高齢者医療保険料率が改定されます

**問合せ** 埼玉県後期高齢者医療広域連合 保険料課  
☎048 (833) 3120  
町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。令和8・9年度の保険料率については、2月開催の埼玉県後期高齢者医療広域連合協議会で議決され、下記のとおり決定しました。

### 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率

区分	基礎賦課分 (令和8・9年度共通)	子ども・子育て支援納付金分 (子ども分) (令和8年度)
均等割額	52,370円	1,330円
所得割率	9.49%	0.25%

※令和8年度より、子ども・子育て支援納付金分が加算されます。

子ども・子育て支援金制度の概要は右ページ下「子ども・子育て支援金制度が始まります」をご覧ください。

子ども分の令和9年度保険料率は、令和8年度中に決定します。

(参考) 改正前保険料率との比較

(令和8年度は基礎賦課分と子ども分の合計)

区分	令和8年度	令和7年度
均等割額	53,700円	45,930円
所得割率	9.74%	9.03%



## すぎと男女共同参画プラン(第6次)を策定しました

**問合せ** 人権・男女共同参画推進課 内線217

町では、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「すぎと男女共同参画プラン(第6次)」を策定しました。

このプランは、「すぎと男女共同参画プラン(第5次)」によるこれまでの取組を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や、社会情勢の変化から生じた新たな課題に適切に対応し、杉戸町の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

**計画期間** 令和8年度～令和12年度までの5年間

**基本理念** 自分らしさを認め合い、一人ひとりが輝けるまち

### 計画の基本目標

#### 基本目標Ⅰ

みんなが尊重し合うまちづくり

#### 基本目標Ⅱ

みんなが社会で活躍するまちづくり

#### 基本目標Ⅲ

みんなが安心して暮らせるまちづくり



詳しくはこちら▲

## 令和8年度国民健康保険の税率(額)を改定します

**問合せ** 町民課 国民健康保険担当 内線257・457

国民健康保険事業は、加入者の皆様に収めていただく保険税と、国・県の補助金等により運営しています。加入者が減少している一方、一人当たりの医療費が増加しており、厳しい財政運営となっています。

今後も安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業の安定的な運営のため税率(額)を改定します。

令和8年度より子ども・子育て支援納付金分が加算されます。子ども・子育て支援金制度の概要は下記「子ども・子育て支援金制度が始まります」をご覧ください。

### 国保税率等の改定内容

改定前 税率等	区分	所得割	均等割
	医療保険分	6.7%	34,000円
	後期高齢者支援金分	2.7%	12,000円
	介護納付金分	2.4%	14,000円



改定後 令和8年度 税率等	区分	所得割	均等割	18歳以上均等割
	医療保険分	7.0%	40,000円	—
	後期高齢者支援金分	2.7%	15,000円	—
	介護納付金分	2.3%	15,000円	—
	子ども・子育て支援納付金分	0.2%	1,500円	100円

### ●次に当てはまる方は、所得の申告が必要です!

- 国民健康保険の納税義務者である世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主を含む。)
- 国民健康保険に加入している16歳以上の方  
※収入がない方や親族の扶養になっている方、遺族年金や障害年金等を受給している等の非課税所得の方も、所得の申告をしてください。  
※国民健康保険税の算定、軽減判定、高額療養費の自己負担限度額判定に必要となりますので、毎年、申告をお願いします。

### ●国民健康保険税の軽減制度

- 所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。(申請不要)
- 未就学児は均等割額が5割軽減されます。(申請不要)
- 会社の倒産や解雇等で離職した方(申請時点で65歳未満の方)は、軽減制度があります。(申請が必要)
- 令和5年11月以降に出産予定の方、または出産した方(申請が必要)

## 子ども・子育て支援金制度が始まります

**問合せ** 子ども・子育て支援金制度コールセンター  
☎0120 (303) 272 受付9時～18時(日祝日を除く)

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

支援金は加入する医療保険料(税)とあわせてお支払いいただきます。



詳しくはこちら▲